

令和6年 伊賀にエール! 伊賀で使エール!!

# 伊賀流 プレミアム付お買いもの券

## ご利用の手引き・取扱い登録店一覧表

### ◆利用期間

令和6年

# 5月1日(水)~8月31日(土)まで

有効期限を過ぎると利用できなくなりますのでご注意ください。

### ◆注意事項

- お買いもの券はおつりはできません。
- お買いもの券は現金との引換はできません。
- お買いもの券の盗難・紛失等に対して、発行者はその責を負いません。

### ◆利用対象にならないもの

- 不動産や金融商品
- たばこ
- 金券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- 国税や地方税の支払
- その他、伊賀市内地域経済活性化事業実行委員会が、利用対象として  
適当と認めないもの

外国語(英語/中国語/ポルトガル語/ベトナム語/タイ語/スペイン語)のご利用手引きは「上野商工会議所のホームページ」に掲載しています。



▲ホームページ

### お問合せ先

#### 伊賀市内地域経済活性化事業実行委員会

上野商工会議所：伊賀市上野丸之内500 TEL：0595-21-0527  
伊賀市商工会：伊賀市下柘植723-1 TEL：0595-45-2210

### ◆利用方法

お買いもの券は、物品及び役務の提供に対し、対価の支払として使用できます。(小売店・飲食店・サービス業等、公的医療保険や介護保険の自己負担分)

お買いもの券の利用にあたっては取扱店一覧表や、取扱店ポスターを貼っているお店をご確認のうえご利用ください。

※大型店は裏面「取扱い登録店一覧表」店名の前に★印が付いていますので、ご確認のうえお買いもの券をご利用ください。



地元店専用券

地元店専用券は中小(大型小売店以外の店舗)・飲食店ほかの取扱店で使用できます。



共通券

共通券は大型小売店(売場面積1,000㎡超の小売店舗)と中小・飲食店ほか全ての取扱店で使用できます。



▲青色のポスターと幟が目印です



▲赤色のポスターと幟が目印です

### ! お買いもの券を装った振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください

- 「伊賀流プレミアム付お買いもの券」を発行するために、市や商工団体などが手数料支払などの振込を求めることは絶対にありません。
- 市や商工団体などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- 現時点で、市や商工団体などが住民の皆さまの世帯構成などの個人情報を照会することは絶対にありません。
- ご自宅や職場などに市区町村の職員などを装った電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず伊賀警察署(21-0110)にご連絡ください。